

# 春季単組代表者会議でのアンケート結果(第2段)

## 「ガバナンス改革」状況知り反転を



2018年7月10日

第349号

【発行所】  
全国大学高専教職員組合  
(略称・全大教)



[PDF版(全面カラー)]  
[http://zendaikyoo.or.jp/?page\\_id=107](http://zendaikyoo.or.jp/?page_id=107)

[電話] 03-3844-1671

[HP] <http://zendaikyoo.or.jp/>

[所在地] 〒110-0015  
東京都台東区東上野  
6-1-7 MSKビル7階

\* 組合員の購読料は  
組合費に含まれて  
います(一部30円)

### 今月の紙面

- 1 東北地区協議会総会単代会議(6月2日)
- 2 近畿地区協議会総会単代会議(6月16日)
- 3 九州地区協議会総会(6月9日)
- 4 6・15東北無期転換問題緊急報告集会
- 5 論壇「働き方改革一括法案」の問題点
- 6 全大教顧問弁護士(東京法律事務所) 今泉義竜

- 1 職場のQ&A④「育児休暇・休業制度等と不利益な取り扱いの禁止」
- 2 単組からのレポート
- 3 北海道教育大学函館校「今年度定期大会を経て」
- 4 京都大学「京都大学の立看板問題」
- 5 わたしはひとこと

2018年2月から3月にかけて実施した単組代表者会議(全国4箇所)で、41組合から提出頂いたミニアンケート結果を集約しました。前号では、研究費の削減や教員人事凍結・抑制、「大学改革」の状況、大学間連携・学内改組等の動きについて概要をお知らせしました。今号では、学長選考・教授会の権限縮小について扱います。

### 学長選挙の廃止、軽視の進む中で 民主化を求める組合の運動も

学長選考にあたって慣例として実施してきた学長選挙(意向投票)は、実施されない大学が増えた(福教大、首都大東京、大阪府大、山口大)候補者1人だったことに「(とくに)とくに、学長再任時には実施しないとする大学(福島大、群馬大、金沢大)へ1回目に(ついて)、名工大、滋賀県立大」が急増しています。学長任期は全国的には長期化(1期6年とする東京海洋大、信州大、九大)の傾向にあります。1期目、2期目の任期を変更するなどの修正をする大学が多数あります。意向投票の結果が尊重されているかどうかについては、北大、信州大、香川大、愛媛大、徳島大、滋賀県立大などで1位の候補者が選考されている一方

で、富山大では法人化後4回の選挙で一度も1位の候補者が選考されない、3位の候補者が選考される(大教大)など、結果が無視されている例も数多く出ています。いくつかの大学で意向投票の投票権の範囲の縮小が行われています。こうした、学長選考の方法の変更は、学長選考会議での議論が明らかにされず、また組合や構成員からの意見に耳をかさない中で行われており、そのことが問題を生んでいます。そうした中で、学長選考を民主化する動きも出ています。京大で2013年に総長選挙廃止の動き出たことに対して組合等の反対でこれを押し返しました。法人側の動きでも、名大では意向投票の管理・実施を教

### 学部長等の選考では 学長指名の動き

学部長等の選考については、学部からの複数候補者の学長への推薦と、学長等の大学執行部が面接などによって最終的に選考する手段が急速に広まっています(今回のアンケートでは11組合からの回答に記述あり)。2014年の学教法・国立大学法人法の「改正」でも選考方法については変更されませんでした。国立大学法人法施行規則第7条の2

で学長が「任命」することが明示されるようになっただけです。このことが学長が指名することには直結しません。学部長等の部局長は、それぞれの専門領域の教育と研究について実質的なリーダーシップと調整力を発揮できる人が就任することが必要です。学長等の恣意的な指名には対抗できる制度と運用を獲得することがますます必要です。

こととされています。法定事項以外の事項では、多くの大学で、学生の除籍・懲戒等(5大学)教育課程の編成(5大学)、学部長候補の選考(4大学)、教員の業績審査(3大学)、教育研究組織の再編、教員の配置換え、学則等の改廃、共同研究受け入れ(各1大学)などが挙げられています。また、教授会に関する学内規程は変更されたが運用上は変化なしという大学も3大学ありました。一方で、審議事項は法定事項のみで、教授会がほとんど形骸化している大学があり、開催回数が年2回という大学があります。一般的に、教授会の発言力低下や学内での情報共有チャンネルの弱体化、教員の参加意識の低下等が問題としてあげられ、今後の大学運営に暗い影を落としています。

2014年の法改正は、教授会の審議事項を限定し、その位置づけも学長に意見を述べる「諮問機関に貶めようとするものでした。改正学教法の93条2項で

は、学生の入学・卒業・課程の修了、学位の授与について学長が決定するに当たり意見を述べる事項とされ、「教育研究に関する重要な事項」をこれらに加える

全体をとおして、学内合意なき組織再編により、学内の混乱と不満を引き起こしている状況が明らかになりました。あらためて情報を共有・交流しあい、すべての大学で自治の力の回復をめざします。(書記長 長山泰秀)



全国のみなさん!  
くだもの王国の  
岡山で  
お会いしましょう!  
©岡山県「ももっち」

全大教 第29回 全体「大学・高等教育の未来 ～加速する政府主導の大学改革を超えて」

**教職員研究集会** (金) 受付開始は12時より **9月14日13時** から **16日** 正午

記念講演「大学改革・再編統合をどうとらえればよいか  
～政府の考え方と大学の自律的改革(仮)」  
寺脇 研(京都造形芸術大学教授・元文部科学省)

【開催地】岡山大学 津島キャンパス(文法経講義棟)